

高萩・北茨城広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例

平成22年9月24日

条例第1号

改正 令和元年10月9日条例第33号

令和2年3月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、高萩・北茨城広域事務組合の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給の方法)

第4条 特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 (第2条、第3条関係)

職名		報酬区分	報酬月額	旅 費
行政不服審査会の委員	会長	日額	5, 800円	北茨城副市長相当額
	委員	日額	5, 200円	北茨城副市長相当額
情報公開・個人情報保護審査会の委員	会長	日額	5, 800円	北茨城副市長相当額
	委員	日額	5, 200円	北茨城副市長相当額